

寒川町告示第50号

寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）第6条の8第1項の規定に基づき、次の指定工事店の指定を取り消したので告示する。

平成31年4月19日

寒川町長 木村俊雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名
第129号	厚木市三田南2-1-12	(有)柳下設備	柳下 忠男